

## 仙台市安全安心街づくり推進会議 平成28年度第2回会議 議事録

- 開催日時** 平成29年3月21日（火）14:00～15:30
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室  
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
- 出席委員** 相澤雅子委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、齋藤宏美委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、佐藤誠委員、渋谷セツコ委員、高倉祐一委員、永見幸久委員、原美香委員〔13名〕
- 欠席委員** 伊達啓公委員〔1名〕
- 事務局** 新妻知樹生活安全安心部長、工藤良徳生活安全安心部参事、郷家貴光市民生活課長、櫻井浩消費生活センター所長、京谷寛史住宅政策課長、大久保隆市民生活課主幹、岡田雅彦教育相談課主幹、佐々木裕一郎市民生活課市民生活係長
- 議 事**
- 1 開会
  - 2 議事
    - (1) 仙台市空家等対策計画検討部会の審議結果について
    - (2) その他
  - 3 その他
  - 4 閉会
- 配布資料**
- 資料1 仙台市空家等対策計画（最終案）
- 資料2 仙台市空家等対策計画検討部会の審議結果の報告について
- 資料3 仙台市内等における犯罪情勢の推移
- 資料4 仙台市防犯カメラ設置事業補助金の概要について
- 資料5 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」施行後の取り組みについて
- 参考資料 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（宮城県策定）

### 1 開会

#### ○市民生活係長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。本日14名中13名の委員にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により会議が成立している旨をご報告させていただきます。

※配布資料の確認

## 2 議事

○金会長

それでは、ここから、私が議長を務めさせていただきます。

まず、会議の公開、非公開についてですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

異議なしということですので、今回は公開とさせていただきます。

続きまして会議録についてですが、前回の会議で決定しましたとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

今回は、相澤委員にお願いしましたので、名簿順により今回は板倉委員にお願いしたいと思います。板倉委員よろしいでしょうか。

—異議なし—

### (1) 仙台市空家等対策計画検討部会の審議結果について

○金会長

それでは、議事に入ります。まず、議事(1)の「仙台市空家等対策計画検討部会の審議結果について」ですが、はじめに仙台市空家等対策計画最終案について事務局から説明を受け、その後で部会の審議結果について当部会の部会長である渋谷副会長からご説明をいただきたいと思っております。

○市民生活課長

まず、事務局から資料1に基づきまして、仙台市空家等対策計画最終案についてご説明申し上げます。

前回12月2日の仙台市安全安心街づくり推進会議の際に、中間案の事務局案ということで提出をさせていただきましたが、その後12月から1月にかけて市民意見募集を行いまして、その結果を踏まえ修正したものを3月14日の空家等対策計画検討部会にお諮りをした上で、最終案とさせていただきます。

本日はこちらのご報告ということで、中間案からの主な修正点をご説明させていただきます。

それでは、資料1をおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。目次の第5章のタイトルでございますけれども、こちらを修正させていただいております、中間案では今後の空家等対策の方向性ということで「今後の」が付けさせていただいたものでございます。後程、第5章でもご説明をさせていただきますが、中間案に對しまして、今後だけではなく既存の施策もすべてこの第5章で説明したほうがわかりやすいのではないかとご意見をいただきまして、最終案では「今後の」が取れた形に直っているところでございます。

それから、1ページをご覧いただきたいと思います。1ページの真ん中より下の段落で、下線が引かれておりますが、地域住民からの相談が引き続き寄せられている状況にあるという部分が修正されてございます。前は増えているというような表現をさせていただいておりましたが、年間を通して28年度につきましては、前年度より増えていないというような数値がでたものですから、表現を合わせて直させていただいたものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。3ページの4計画の構成のところの第5章でございますが、目次と同様こちら「今後の」を取らせていただいております。

8ページをご覧いただきたいと思います。8ページでございますが、いずれも数値を、前回の中間案では9月30日現在まででしたが、12月末までというような形で時点修正をさせていただいております。そういったことで、本文中それから本文下にございます表のところの数値に下線が引いてあるところがいずれも修正されてございます。

10ページでございますが、こちらのほうも同じく時点修正した関係で、数値を修正させていただいたものでございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。管理不全な空家等の中学校区別の分布図でございますけれども、こちら12月31日までの数値で時点修正をさせていただいております。それから地図でございますが、市民意見から地図の地理感覚がわかりにくいというようなご意見いただきまして、電車や道路といった主要な駅、道路名を入れさせていただいて、仙台市のどのあたりに該当するのかがわかりやすいように修正を加えさせていただいております。

15ページの第2章のまとめの部分でございますが、こちら数字が時点修正で直っているものでございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。2(2)の空家等の利活用に関する事項の各項目のうち下から2番目のひし形のところでございますが、各種制度というところにつきまして、具体例として助成や融資、専門家派遣というような表現を加えさせていただいたところでございます。それから、一番最後の空家やその跡地の流通を促す税の特例措置の周知でございますが、平成28年4月から始まった空家や跡地を売却した際に所得税から3,000万円の特別控除を受けられるという税の優遇制度でございますが、この周知につきましては、今年度中にすでに周知活動を始めているということで、前は入れさせていただいていなかったのですが、この最終案では既存の取り組みの一つとして、こちらに位置づけをさせていただいたものでございます。

19ページでございますが、こちらにも数字の時点修正でございます。

20ページでございますが、上の表は同じく数字の修正でございます、下の(2)③のところでございますが、市民の方からのご意見の中で、地域における取り組みが、空家の解消の視点から有効だということを書き込む必要があるのではないかというご意見をいただいたのを踏まえまして、表現を修正させていただいたものでございます。

それから21ページでございますけれども、空家等対策計画検討部会におきまして、また以下のところ、地域と連携した取り組みを進めていくという視点も、この中に記述として加えたほうがいいのかというご意見をいただきまして、こちらのほう加えさせていただいたものでございます。

22ページにお移りいただきたいと思っております。基本理念のところでございますが、下線が引いてございます、良好な住環境の確保という表現が加わってございます。募集した市民意見の中で、住環境の確保について、下の説明文と対応するような表現を加えるべきではないかということで加えさせていただいたところでございます。

それから、基本方針②の下の説明文の一行目の最後のところでございますが、空家等の問題を解決するための連携主体といたしまして、専門家団体のほか、こちらにも地域を加えさせていただいております。こちらのほうは、部会でご意見が出たものを踏まえて加えさせていただいたものでございます。

24ページにお移りいただきたいと思っております。第5章でございますが、目次のときにご説明させていただきましてとおおり、今後の施策だけではなくて、これまで行った取り組みも含めて記載するように変更を加えさせていただいております。そういったことで、第5章のタイトルは「今後の」が削られたことと、その次の説明文の最初のところもそれに合わせて修正を加えさせていただいたところでございます。それから24ページ下の注記をご覧ください。今回の第5章におきましては、既存の取り組みについての記述をするという関係から、①にございまして各施策について新規、拡充、継続ということで既存の取り組みとの関係が分かるような形での説明を加えさせていただいております。また、実施にあたりまして、実際に市の内部で中心となって進めていく担当部局、こちらのほうを推進局ということで今回加えさせていただいたところでございます。こちらは、25ページ以降の各具体的施策の①、②、③各項目ごとに表記を加えさせていただいているところでございます。

25ページでございますが、①につきましては、既存の取り組みについての表現を加えさせていただいたものでございます。

26ページをご覧ください。④こちら中間案にはなかった新たな取り組みとして加えさせていただいたものでございます。保安上危険となるおそれがある特定空家等の解体費につきまして、助成を行うというようなことで考えております。具体的には、空家等のうちでも周囲に悪影響を及ぼしている特定空家等と呼ばれる、周囲に影響を及ぼしている程度が大きいものを対象と考えてございまして、これらを原則といたしまして、市から勧告を受ける前に解体を行う、こういった場合に費用の助成を行うということで考

えてございます。一件当たりの助成として、補助率2分の1から補助上限額が60万というところで考えておりました、来年、再来年と2年間の集中対策期間における時限的な補助制度という形で考えているところでございます。その下の⑥でございますけれども、既存の取り組みを表現として加えるために最初のところに表現を加えさせていただいたところでございます。

26ページから27ページにかけて、「市民局と区役所の連携を強化し」というところがございまして、管理不全な空家等の解消を図るために、市民局に各区役所で個別案件に対応する際の助言等を行う職員を置く体制を来年度取りたいと考えておりました、そのような形で管理不全な空家等の解消等を体制的に強化して対応してまいりたいと考えてございます。

28ページをご覧くださいと思います。具体的施策の実施スケジュールというものを今回新たに表形式で加えさせていただいております。各施策についての5年間での実施のスケジュールをおおまかに示させていただいたところでございます。

29ページにお移りいただきたいと思います。②につきましては、市民意見等を踏まえまして、「地域資源としての観点も踏まえ、」との表現をさせていただいたところでございます。③の部分につきましては、既存の取り組みについて、表現を加えさせていただいたところでございます。

30ページでございますが、一番最後のところに同じく各施策のスケジュールを示させていただいているところでございます。

32ページをご覧くださいと思います。③は継続の取り組みにつきまして加えさせていただいたところでございます。それから④につきましては、施設入所をしたときに働きかけを行うといったことが大切ではないかというようなご意見や、所有者の方が仮に認知症等の病になった場合には成年後見制度の活用を考える必要があるのではないかというようなご意見を頂戴したことを踏まえまして表現を加えさせていただいたところでございます。

33ページでございますけれども、同じく施策のスケジュールを加えさせていただいたところでございます。

34ページの表でございますが、各施策を表形式で新規拡充継続なのかという部分それから推進局がどこなのかというようなところを改めて表形式で説明させていただいているところでございます。

35ページでございますが、今回計画の推進の1成果目標ということで、5年間の成果の目標を最終案では加えさせていただいております。目標値といたしましては、5年間で特定空家等の改善件数が55件、特定空家等以外の改善件数が500件と考えてございまして、そのうち29、30年の2年間の集中対策期間で特定空家等の改善件数を40件、特定空家等以外の改善件数が250件改善してまいりたいと考えてございます。こちらのほうでございますけれども、特定空家等につきましては、平成28年度12月末で40件弱の未改善のものが残っている状況でございます。この40件を集中対策期間で改善するとともに、この計画期間中増えたものにつきましても、改善を図っていくということでゼロになるのはなかなか難しい

と考えているのですが、増加件数とほぼ同数程度の改善を図り、未改善件数を低く抑えてまいりたいと考えているところでございます。

特定空家等以外の改善件数でございますけれども、250件弱程度の未改善件数がございまして、5年間で解消を図るということと、計画期間中およそ400件程度の増加が見込まれると推測しておりまして、7割程度についても改善を図ることで計画期間中に合計500件を改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

資料編でございますが、3ページから9ページまでの数値のところでございますが、こちらでも前回9月末までのデータというものを、12月末までのデータに更新をさせていただいたところでございます。

以上、昨週の部会のご意見も踏まえた上での、最終案のご説明でございます。

#### ○渋谷副会長

それでは資料2に基づきまして、当部会の審議結果について報告いたします。

1にこれまでの部会の開催状況が記載されております。全部で4回、部会が開催されましたが、先週行われた第4回が最後の部会となっております。第1回目から第3回目までは、12月に開催した前回の推進会議で報告しておりますので割愛させていただきます、本日は第4回の部会について報告いたします。

先週の第4回の部会では、最終案が事務局から示されました。部会の主な意見としては、地域との連携について課題等にも記述を加えるべきといった意見や空き家にしないという視点で、いろんな分野の人に活動的に協力していただき取り組んでいくことが大事だという意見が出されました。遠くない時期に空き家になることをどう家族に認識してもらえるかが大事であり、意識的に考えてもらうために出前講座やパンフレットが充実しているとよいといった意見が出されました。また、計画の36ページのところ、関係団体とのネットワーク会議や専門家会議などを充実させ、具体的な解決策について様々な分野の専門的な意見を出していただきながら一つ一つ解決していくことが大事だという意見が出されました。そういうことを進めて管理不全な空き家を出さないよう取り組みを進めていかなければならないといった意見が出されております。

部会での審議結果については以上です。

#### ○金会長

ただ今の、事務局からの説明及び渋谷副会長からの報告内容につきまして、ご質問及びご意見などがございましたらお願いします。

#### ○桔梗委員

部会の審議結果の報告を副会長よりいただきましたけれども、36ページの空家等対策計画の推進体制の中でいわれる部会の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

#### ○市民生活課長

部会の位置づけでございますが、この表にはない形になっておりまして、部会は本日ご議論いただいております安全安心街づくり推進会議の部会で計画案を審議するための時限的な位置づけになってございます。ですので、最終案をご審議いただいたということで部会自体は解散し、今後は、安全安心街づくり推進会議の場で、この計画の進捗状況をご報告させていただくというような形になります。

#### ○佐藤重子委員

遠くない時期に空き家になることについてどう意識してもらうか、空家等対策計画検討部会に出て、つくづく自分のことのように近づいてきているなと思ひまして、事務局にこの資料を作っていただいて、町内会等で出前講座のパンフレットなどを皆様に配りたいなと思ひている次第でございます。

#### ○板倉委員

私も部会に出させていただきます、これから高齢化が進む地域の住民として、認知症や介護のことだけではなく、一歩先の自分が住まなくなった家のことも考えておかなければと会議に出させていただきますと思ひました。空き家になってから悩むのではなく、空き家になる前に家族で話し合っておくことが大切であり、そのためには、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、市政だよりや出前講座、リーフレット等、行政内部の横の連携、特に福祉関係の方々等と連携を密にして、地域に密着した情報発信をお願いしたいと思ひております。

#### ○渋谷副会長

27ページの⑧のところに、職員研修の実施と書いておりますけれども、こういうことも非常に大事ななと思ひますね。相談を受ける側が問題意識を感じていただくということが大事かと思ひます。

今回、最終案をまとめていただいて、これらをリーフレット、パンフレットとかいろんなメディアを使って発信していただくわけなんです、限りがあると思ひますね。もともと関心の無い方にどうやって届けられるかというのが非常に重要なことなので、そこで盛り上がり生まれるか生まれないかがとっても違ってくるかと思ひますね。このところは関心を無くさないで続けていく方法を、この会議でももちろん、皆さんで考えていかなければならない課題なんじゃないかなと思ひます。

#### ○永見委員

2020年に仙台市も人口のピークを迎え、漸減していくであろうとお話も聞こえております。PTAとしてではなく、本業の不動産系のお話になってくるのですが、住宅展示場の運営にも携わらせていただいております、第4回の協議事項の出前講座やパンフレットで

ございますが、住宅展示場でハウスメーカーの営業マンが、土地なしのお客さんも結構多くて既存建屋の建て替えによって空家防止を促進できる場所も一つあるのかなと感じております。こういった住宅展示場、仙台市・県内にも10カ所ぐらいございます。そういった啓発を土日祝祭日、人がいっぱいいらっしゃる中でさせていただくことによって、お客さんもさることながら、ハウスメーカーの営業マンに対する啓発を通じて、空家対策にもつながっていくのではないかと考えています。

#### ○金会長

様々なご質問及びご意見をいただきまして、ありがとうございました。

例えば市の解体助成によっての後押しは市民にとって解体の負担が軽減され、また老朽化が進む家々が周辺に危険を及ぼす恐れがあるという不安の回避にもつながるといことで、非常によい取り組みであると私自身も思いました。

## (2) その他

#### ○金会長

それでは、次に議事(2)の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

#### ○市民生活課長

それでは、事務局から3点ご報告させていただきたいと思います。

まず、資料3をご覧ください。仙台市内等における犯罪情勢の推移でございますが、平成28年の数値、暫定値も含めてですが、宮城県警様からお出しただけでしたので、この場をお借りしまして、まずご報告をさせて頂きたいと思います。

まず1 認知件数の推移でございますが、平成28年におきまして宮城県で16,466件、仙台市内では8,657件ということで、前年よりも認知件数が減っているということで、平成14年以降15年連続でずっと減り続けているという状況をキープしていただいているところでございます。

それから、2の検挙件数、検挙率でございますが、認知件数8,657件に対しまして、検挙件数は2,525件、検挙率は29.2%ということで、こちらも近年微増傾向が続いているという状況でございます。

それでは、裏側にお移りいただきたいと思います。今年度から実施しております安全安心街づくり基本計画における成果目標の指標でございますが、一つは特殊詐欺の発生件数を計画終了年まで160件以下にすること、それから子どもを対象とした声かけ事案ですが、13歳未満の子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数を32年まで190件以下にするという目標を立ててございます。この指標に対する28年の状況でございますが、特殊詐欺につきましては、暫定値でございますが、件数が159件で、被害金額が4億7,620万ということで27年と比較して大幅減というような形になってございます。件数につきましては、159



件ということで、このまま暫定値が確定しますと、目標値以下というような形になるところではございます。こちらにつきましては、昨年来宮城県警様でテレビ放送等による周知活動、それから各地域の防犯協会による声かけ、こういったところで多くの方に特殊詐欺問題について周知が図られたことが、要因なのかなと考えてございます。なお、特殊詐欺につきましては、一旦減ったからといって必ずしもその後も減るというようなものではございませんので、今回この成果が出たからといって、手を緩めることなく、現在でも5億近くの被害が上がっているという状況を考えますと、この計画中に160件以下を常にキープし、かつ、もっともっと減るような取り組みを進めていく必要があると考えてございます。

それから、下の子どもの声かけ事案等の発生状況でございますが、平成27年に比較して平成28年は287件ということで、残念ながら増加となっております。それから、声かけ・つきまとい・特異事案の内訳について、特異事案が大幅に伸びているという状況でございますが、実際の内容というよりは、特異事案が刑罰法令に触れる可能性のある行為ということで統計を取っており、28年1月に宮城県で子どもを犯罪の被害から守る条例を制定したことにより、刑罰法令に触れる行為が多くなったと、従来、声かけ・つきまといと分類していたものも特異事案に分類されるようになったということで、件数が大幅に増え、逆に声かけ・つきまとい事案が大幅に減っているというような状況でございます。なお、28年に増加した要因につきましては、宮城県警でも分析が詳細にはできていないということで、推測だというお話ではあるのですが、従来からの潜在的なものが条例等ができたこともあってきちんと届け出られるようになり、件数が増えてきているというのが一つの要因としてあるのではないかとお話を頂戴しているところでございます。

続きまして、資料4をご覧くださいと思います。仙台市の来年度からの新たな事業といたしまして、防犯カメラの設置事業の補助を開始することとなりましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。1枚目の一番下でございますが、これまで27、28年度とモデル地区におきまして、防犯カメラの設置を行い、その事業効果等を確認してきたところでございます。27年度に設置いたしました国分町地区でございますが、2の防犯カメラ設置モデル事業の真ん中ぐらいのところで記載しておりますが、27年度に防犯カメラを設置した国分町地区におきましては、設置後の刑法犯認知件数、知能犯、窃盗犯のうち万引きを除いた件数が前年同期比で約3割減少しているというような効果があがってございまして、かつ、地域においてカメラが設置されたことで防犯意識の高揚があり、活動が高まったというようなお話がございまして、効果があつたと考えてございます。こういったことから29年度から恒常的な制度として、補助事業を実施してまいりたいと考えております。

裏側をご覧くださいと思います。こちらの制度でございますが、来年度事業として600万の予算をとっておりまして、防犯団体や町内会等の防犯活動を行っている団体に対して、街頭犯罪抑止のために道路や公園等に防犯カメラを設置する際に4分の3の補助率で一台当たり30万を上限として補助をするというような事業でございます。この補助の一つの要件といたしましては、宮城県の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを守

っていただくこととしておりまして、本日そちらのパンフレットを参考までにつけさせていただきます。こちらのパンフレットでございますが、昨年10月に宮城県で、防犯カメラ等の設置が色々なところで行われているということで、その設置者として基本的に決めたり、守ったりしなきゃいけないルールを、条例等と違って拘束力があるというわけではないのですが、手引きとしてほしいということで示したのがこちらのガイドラインになります。ガイドラインの3、4ページのところでございますが、目的外利用の禁止ですとか、設置した際には必ず防犯カメラ作動中の表示を行う、管理責任者等をしっかり決める、設置者の義務として適正にデータ・画像等を管理する、第三者等にはみだりに渡したりしない、そういった設置者として基本的に考えなければならないようなことが示されているものでございます。本市の補助制度におきましてもガイドラインに沿った取り扱いをしていただくということで、設置された防犯カメラが適切に管理されていくということを担保としてまいりたいと考えているところでございます。

それから最後でございますが、資料5をご覧くださいと思います。仙台市歩行喫煙等防止に関する条例の取り組みについてでございます。歩行喫煙等防止に関する条例につきましては、議員提案によりまして、平成27年6月に条例として制定されたところでございまして、制定前におきましては安全安心街づくり推進会議で意見も伺いながら、条例をつくったものでございます。重点区域の指定というのが条例でございまして、昨年の4月に重点区域の指定ということで、色塗りの部分、仙台駅の東西、それぞれの交通量の多い道路といったところを重点区域として指定いたしまして、歩行喫煙が禁止されているという状況でございます。この条例の施行に伴いまして、本市におきましては、2にございまして、重点区域に啓発の路面シールや看板をたてて周知を図るとともに、(2)にございましてリーフレットやポケットティッシュ等の啓発物を使いまして市内転入者へ配布したり、市民センター等公共施設でポスターの掲示を行ったりというようなことを行ってきたところでございます。また、中心商店街のご協力をいただきまして、アーケード街、6商店街におきまして、歩行喫煙の禁止の放送や横断幕の掲出を行ってきたところでございます。その他各企業に対しまして、啓発シールを各企業の喫煙場所等に貼っていただくということで、歩行喫煙をやめましょうというシールを商工会議所の機関誌に同封させていただきまして、各事業所でお貼りいただくようお願いをしてきたところでございます。その他たばこ小売業業界のご協力をいただきまして、喫煙者への周知を図っていただいたというようなところでございます。2ページをご覧くださいと思います。その他の取り組みといたしましては、市の職員等が着ぐるみを着て月1回程度重点区域等で街頭キャンペーンを行ってきたところでございます。

3番目の歩行喫煙の実態でございますが、28年度6月と12月に市内17カ所におきまして歩行喫煙者の調査を行った結果がこちらでございます。6月におきましては、8時～9時、17時～18時、18時～19時の合計3時間で27人、歩行喫煙率0.02%と状況でございました。12月は合計3時間で41人、歩行喫煙率0.03%というような状況でございます。過去との比較は3ページをご覧くださいと思いますが、平成19年から調査を行ったデータでございま

すが、平成19年当時、全体として0.4%歩行喫煙率があったものが、28年度は0.03%ということで、10分の1以下に歩行喫煙率が減っているところでございます。3時間平均の歩行喫煙率が0.03%で、平成19年と比較すると10分の1以下になってございます。こちらは来年度以降も継続的にとってまいりたいと思っております、この低位な状況が上がることのないよう今後も周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○金会長

ただ今、事務局から3点報告がありましたが、報告内容につきまして、ご質問及びご意見などがございましたらお願いします。

○渋谷副会長

歩行喫煙防止重点区域を資料で見ているんですけども、誰がどのようにどんな時間帯に監視しているのかと、罰則とかがあるのかどうかを聞きたいと思えます。

○市民生活課長

重点区域につきましては常時誰かが監視しているということではなく、先ほどの調査等で数値を確認するということと、2ページの最初にあります、月1回程度、市の職員が街頭キャンペーンを行った際に歩行喫煙者がいるときは注意を行ったりというような形で対応させていただいているところでございます。また、罰則でございますが、条例制定のときに罰則規定について議論になったのですが、現在の条例につきましては、罰則は無く、まずは禁止行為だということを周知を図って皆さんにやめていただくというような取り組みを現在進めているところでございます。

○佐藤誠委員

先ほど市の事務局からもご説明をいただいたんですけども、仙台市内の犯罪情勢ということでご紹介あったとおり総体的な件数は年々減少してきておりました、宮城県・仙台市だけではなく、全国的にそうでありまして、戦後最少を突破したと、全国的な傾向として犯罪全体数は減ってきています。ただ、刑法犯認知件数はあくまでも警察側に届け出があった件数ないし警察が把握した犯罪であって、これが全てということではございませんので、未届けや警察が把握しきれない犯罪というものも一定以上あるなというのを感じておりますし、総体的に減っているとはいっても、各種犯罪で見ると、例えば資料の裏ページにありましたような詐欺や子ども・女性の声かけ事案、発展形であります強制わいせつの性犯罪、窃盗の中の万引きは、増減を繰り返しているというようなことでありまして、犯罪情勢としては、こういった減りにくい犯罪も今後減らしていこうということで、県警では考えてやっております。特に仙台市が今回の基本計画の中で数値目標に掲げている特殊詐欺にしても、震災以降増え続けていたんですけども、昨年大幅に減らすことができまして、県下の半分以上が仙台市内の発生だということで仙台市にも協力をいただき

ながら高齢者に対する広報啓発を進めて、オレオレ詐欺が非常に減ったということで、数値が思いっきり下がっているところであります。

一方で、最近は何歳を問わず有料サイトなんかにはメールが送られてきて、サイトに登録料があるのでそれをコンビニで電子マネーを買ってお支払いくださいという手口が去年からずっと増えていまして、今後オレオレ詐欺に変わって増えてくるかなということで対策を考えております。

子ども、女性の声かけ事案も年々増えているのですけれども、必ずしも犯罪の前兆事案でもなく、中には、高齢者の方が公園で遊んでいる児童に対して「かわいいね」と声をかけたものが、知らない人に声をかけられたということでお母さんに言って、知らない人に声をかけられたというのもすべてこの中に入っていますので、決して悪化しているという形でもないかなと思うのですけれども、中には「車に乗らないか」とかまさしく犯罪の声かけもありますので、県警でも幅広く情報を集めながら、危険性のあるものについては、早期に手を打っていくというような形で犯罪の抑止対策を進めております。

今後も数値の面で減らせる分だけ減らしていくということもそうなんですけれども、まずは皆さんに安全で安心して生活していただけるような犯罪情勢になるように、今後とも関係当局と連携しながら犯罪の抑止対策に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

#### ○桔梗委員

いまご報告いただきました声かけ、つきまといというのは、子供を4人もつ母親としましても、働く女性としましても一番の興味分野でございました。女性と子どもに対する声かけ、つきまといというものは、佐藤委員が噛み砕いてお話をいただいたので、お年寄りの方が「かわいいね」というような言葉をかけたのも声かけ、つきまとい、だけれども犯罪につながるようなつきまといもその中には含まれている。確かに刑法刑罰にはまだ抵触しない部分ではあるけれども、安心安全街づくり推進会議ということで申し上げますと、犯罪ということと地域コミュニティと地域共生というところは、小学校と地域問題としては、いろんな人と関わりをもっていく、安全な地域、安全な暮らしというところには高齢者の支え合いとか障害者の支え合いですとか、防災に対する支え合いというところが仙台市の大きな課題としても社会問題化としているのにも関わらず、一方で犯罪というリスクも考えながら関わり合っていかなければいけないということで、母親として、地域に住んでいる一人の人間として、女性としてもこの問題ってデリケートな問題なんだけど、どこでどういうふうに線引きをして考えるべきなのかなというのは、非常に興味をもって委員席に座らせていただいております。ただ、佐藤委員がお話しいただいたように噛み砕いたようなご意見もある中で、この安全安心街づくり推進会議という会議の中で、それをどのような形で仙台の施策として推進していくことができるのか、そういう防犯という見方もあるけれども、地域のコミュニティとか地域の関わり合いというところも、もうちょっと犯罪というところがでるのであれば、コミュニティという部分ももうちょっとクロ

一ズアップして対比しながら対策を検討していただけるような会議づくりに推進していただけることを望みたいなと思ってお話させていただきました。

#### ○金会長

いただいたご質問及びご意見につきましては、事務局や関係部署等でもご検討いただき、例えば次年度反映させていければと思います。

#### ○市民生活課長

地域のコミュニティーを活性化するという中で、一方でリスクが高まるようなことも場合によってはあるところだと思います。全体的に言えば、やはりコミュニティーがきちっと形成されていて、コミュニティーの中で防犯、さらには防災や福祉的なものといったものも取り込まれているという組織は、目に見えないインフラがあるという形になろうかと思しますので、この防犯活動を考える上でも地域の防犯活動を行っている団体との活性化というのは大きなテーマの一つだと私どもも考えているところでございます。

#### ○桔梗委員

防犯というところでいうと地域の関わり、何らかの町内会、何らかの組織の中での集団としての取り組みとなると思うんですけども、それが例えば、敬老会でも子ども会でもなんでもいいんですが、団体としての対応であれば安心であるが、個としてのものに関しては疑問であるというところを分けて考えてきたんですけど、例えば私が車に乗っていて仙台市の道が分からなくて近くの小学生に声をかけたときに、私を素敵なおばさんと思ってくれるか、変なおばあさんと思ってくれるかは、他者評価なのでわからないですね。地域のお年寄りも含め、PTAも含め、いろいろな方とお話ししていると子どもの親の立場ではなくて、地域に入った他人というふうな概念でお話をすると、分からないから声をかけたいんだけど、いまみだりに声をかけると変質者扱いをされてしまうので声をかけられない。もしくは、「かわいいね」と昔の町社会のように、じいちゃん、ばあちゃんの年代の人が声をかけたいという気持ちはあるのだけど、変な人と言われるだろう、後ろからお父さんとお母さんが出てきてうちの子どもに何するのだと言われかねないときみしい実態も感じています。ただ、それが団体としてだとオッケーだ、個としてはオッケーじゃないというのが、非常に防犯としてもコミュニケーションとしてもあるなというところが組織的には見やすい部分ではあるのですが、個人の生活は必ずしも団体対団体ではないので、あくまで個対個だと思うので、そこの施策の作り方というのは確かにまとめあげやすく、何らかの団体で施策を講じていくというのはやりやすい方向だと、私も様々な委員会に出させていただいて思ってきておりますが、あえて団体から個へシフトするような形の施策ができればいいなというふうに思います。

#### ○市民生活課長

こういった防犯活動を行うときには、個人として防犯活動を行うときと団体として防犯活動を行うとき、いずれもあろうかと思っております。なかなか難しい客観的な評価というところがあり地域の町内会なり防犯協会で団体だからというよりも、地域で知っている方々が活動しているから声かけをしても受け入れられやすいというところがあるかと思いますが、確におっしゃられるとおりに個人的に声をかけられたときに、必ずしもこちら側がそのような意図ではないとしても怪しいと思われてしまうというようなことは無いとは言いきれないところではあるのですが、個でやれるところと団体でやれるところ、両方防犯の取り組みはあるのかなと思っております、例えば本市では、団体ではないのですが、個のボランティアの活動といたしまして、歩くボランティア活動という活動を市に登録していただいてやっているんですけども、こちらのほうはどちらかという声かけをしていただいたりとかそういったことまではしていないんですが、普段自分が散歩をしているときに、犯罪に遭っている人を見つけたら、防犯ブザーを鳴らしたり、すぐさま警察に110番をして警察との連絡を取っていただくとかですとか、道路とかそういったところでなにか危険じゃないかと思うような場所があれば市にご報告いただくとか、そういった形での個としてのボランティアというのをお願いしているという事業もございまして、団体、個それぞれの特性に応じた活動のあり方というのを思っているところでございます。

#### ○相澤委員

南警察署の少年補導員で南座という防犯の寸劇をして、夏休み前とかに小学校にお邪魔して、車に道を聞かれた場合とかいろんな場面を寸劇で表しているんですけども、「道を教えてあげるとはいいことなんだよ、でもね」みたいないろいろな具体例を使って警察の方と一緒に話しさせていただいております。そのときに、声をかけられたらどうしたらいいのかとか、こういう場合はどうしたらいいんだとか、防犯ベルの使い方とか、急に大きい声は出ないので大きい声の練習してみようとか、そういうことを学校と協力して活動させていただいております。

あと、私の地区は南小泉中央管区交番ですけども、若林区全部の小学生、中学生、高校生の「アルカス」という健全ボランティア組織が若林区の全ての中学校に入っています。区民祭りの南警察署ブースで防犯活動、オレオレ詐欺であったり、万引き防止であったり、声をかけられたときの対処の仕方とか、いろんな場面を全部の中学校と一つの高校と一緒に、あと大学生の「ポラリス」という健全育成ボランティアと地域の方や防犯の方とも協力していろんな啓蒙活動を行っています。また、近くのスーパーでのキャンペーンとか地下鉄東西線ができたので、今年度はいろんな中学校で地下鉄駅において防犯キャンペーンを行いました。蒲町中学校とかは2回で、続けることに意味があるんだよねという形で続けていますが、なるべくいろんな団体の方と協力し合って、生徒とか子どもとか地域の方に顔を知らせてもらえる活動を続けていけるのがいいかなと考えております。

## ○永見委員

いま相澤委員がおっしゃったことまさにその通りだなと思います。柳生中学校で活動しておりますが、中学校区健全育成ということで、地域のOBの方々含めて、非常に活動が活発でございます。そういった活動を通じて、近隣の子どもたちに委員の方々の顔を覚えてもらえますし、そういった方々が街中で見守ってくれているという安心感、これらはすぐには作り上げられないものだろうと感じもいたしますので、各地域でそういった健全育成を地道に続けていくしかないのかなと感じた次第でございます。

## ○原委員

私は、もともと既存団体というのではなくて、PTAから派生はしているんですけども、任意団体ということで、なかなか行政の方か既存団体の方に認知していただく、信用していただくというところに時間もかかりました。ですが、もともとの既存団体である町内会であったり、防犯協会であったり、健全育成の方々と連携をとりながら、だいぶ周知徹底されるようになって、そういった団体に所属されない方も私たちのほうでパトロール活動に任意でボランティアをしていただくというふうなところで、最初はとても悩みが多くて、どこの方なのかさっぱりわからないような方が私に連絡をくださってやったださるとおっしゃって、私も最初は軽く考えていたので、のんきにハイハイなんていうふうに聞いていたんですけども、実はそういう方がちょっと問題を抱えてらっしゃる方だったり、別な目的をもって私たちの団体を利用しようとするような方であったりということで、私がおの方にお願いしていただくかどうかというのを悩んだりすることも多々ありまして、そういうときにいつも区役所の方や南署の方などに相談させていただきながら、なるほどこうということかということで、今は町内会長さんからのご推薦だったりとかPTAからのご推薦だったりということでの繋がりができていまして、うちのジャンパーを着ていらっしゃる方はそういう方なんだということで、逆にジャンパーを着ていただいて声かけや見守りをさせていただいたりする方はそういうことですので、特に注意をしていただきたいということをお話しさせていただいて会に入らせていただいているということなので、今後も重要犯罪が減らないところもありまして、そここのところのきっかけになってしまっているようなことではいけないので、注意をしながら、特に周りの既存団体さんに関わりながらやっていきたいと思っています。10年ぐらい経っていますので、桔梗委員のおっしゃること、私もいつも大きな事件がある度に隔たりができたりして、大変悲しい街になっていくのではないかと、ですが今そういった形でだいぶ柔らかな形の活動をさせていただいていると思っていますので、これからも頑張っていきたいと思っています。

今日のお話を聞いてお伺いしたいことがあったんですけども、以前南署の協議員をさせていただいたんですけど、県の重要犯罪の検挙率なんですけれども、以前24年の頃、大変全国的に低い状態であると、ここに載っている検挙率、認知件数というのは、例えば自転車が盗まれたとかそういったことも含まれていると思うんですけども、特に重要犯罪といわれるものに対する検挙率が宮城県では大変低い状況があったと思ったんですけど

も、今はどのようなことになっているのか、もし分かるのであれば教えていただきたいのと、それに対して防犯カメラは、検挙率をアップするためにもだいぶ寄与されるものであるのかどうかというのを教えていただきたい。

#### ○佐藤誠委員

検挙率についてですが、手元に数値を持ち合わせてはいないですけれども、一時期宮城県が低いといわれていた時代はあったというふうに私も認識はしておりますけれども、ここ最近にあっては低いというような状況ではなかったかなと思います。具体的な数字はお調べしてご連絡を差し上げたいと思います。検挙率は資料3にもありますけれども、重要犯罪とかも全部含めてなんですけれども、刑法犯認知件数が一番多かったのは平成13年でありまして、県内で約5万件と犯罪者がものすごく多くて、検挙率が非常に落ちた時期なんですけど、それからするとやっぱり総数が減ってきたので、一件一件の事件に対する警察の捜査の力も配分できるようになりまして、検挙率はここ数年、少しずつ上向きにはなっております。

もう一つありましたのが、防犯カメラですけれども、文字通り防犯カメラはまず犯罪を抑止するのが一番のねらいですけれども、一方でおっしゃる通り万が一起きてしまった犯罪に対しては、一刻も早い犯人の検挙に有効な手立て、例えば去年でいえば、夏場頃JR仙台駅のホームで女子高生が鋭利な刃物で刺された事案がありましたけれども、駅構内の防犯カメラに犯人が映っていて、それを手配して当日のうちに検挙ができたというふうに、通り魔的な犯罪というのは非常に難しいんですけれども、万が一そういった兆候がありましたときに、または第一件目の事件があったときに速やかに捜査して犯人を検挙するというのが一番の抑止なのかなと思いますので、そういう意味で捜査側にとっては防犯カメラは非常に有効であると考えております。

#### ○高倉委員

生徒指導上での犯罪抑止ということなのですが、現在中学生の非行はかなり発生率が落ちてきています。先ほど平成13年5万件あったという話があったのですが、あの頃は中学校といえども昼休みに酔っぱらって先生を殴るというような学校があったんですけど、その時代に比べますと本当に生徒たちが素直に一生懸命部活動とか勉強とかに取り組んでいるということで、先生方が根気強く生徒たちと向かい合っている成果が出ているのではないかなと思っておりました。特に大震災の後、子どもたちが命と向き合って我々はこれからどうすべきか、あの時、「君たちが復興の担い手になるんだよ」と、「5年後、10年後、20年後必ず復興の担い手になるんだよ」というメッセージを市を挙げて伝え続けたので、そういったことで子どもたちのブレの無い、一生懸命目標に向かって活動する生徒が増えてきているんだと思っておりました。

それから、地域コミュニティーの件ですけど、仙台市では地域とともに歩む学校というのを要望しているんですけど、そういったところを進めているおかげか、地域の方々と小



中学生が顔見知りになるという機会が増えていきますし、学校の行事、それから学校の教育活動にお手伝いをいただく地域の方々が増えておりますので、そういった面でも全然知らない人に声をかけられるというのは、段々少なくなってきているのではないかなと、かえって地域のおじさん、おばさんが声をかけてくれていると、子どもたちの自己肯定感が上がっているといったことも見受けられますので、非常にいい方向にいつているのではないかと思います。

#### ○佐々木廣美委員

私どもが扱っている内容でございますけれども、殺人、傷害、暴行、身体犯全般に関わる相談と性暴力に関わる相談の二つをやっております、性暴力のほうは宮城県から委託を受けて、まず電話相談を受ける、電話の相談だけで済む方と相談員のほうに来ていただいて面接をして、カウンセリング臨床士の方を紹介していただいて、方向付けをする。それから、弁護士や警察、あるいは裁判所に被害者の方と一緒に付いて行って支援するというような3つの事業でやっております、相談件数そのものは横ばい状態かなと、ただし中身的には深刻な問題を抱えているケースが多々ありまして、私どもへ1回の相談だけで解決できない、複数回にわたる面接をして、抱えている被害のケアをやっていかなければならない、抱えているものが大きい、そういったことが最近の特徴的な傾向かなと思っています。

被害者への支援を国を挙げて対策し始めたのはここ十数年間で、みなさんそうそう馴染みのない対策でありまして、ただし、いろんな法律が国を挙げて出てきておりまして、法律とともにいろんな政策等も行われるようになってきましたので、被害者支援の面では段々昔と違って良くなってきているのだなと感じています。それでもひとつひとつの相談事例というのは違いますから、私どもだけでは対処できないのも結構ありますので、いろんな関係機関、団体の方々と連携をとりながら対処しています。とりわけ性暴力はかなり深刻な問題でありまして、相談者自身もなかなか公にできない、あるいは誰にも相談できない、家族にも知人にも相談できず、私どもの門戸を開くという方も多くいます。性暴力については、かなり潜在化しているんじゃないかなということもあるのですが、被害に応じた対応も「直接的な被害をいま受けました」という方と「過去に被害を受けました」「ずっと悩みを抱えて何十年間も心の悩みとして抱えてきました」「ようやく人に話せるようになりました」とか様々で、まだまだ私どもの相談の手、被害に対する支援の手を求めている方が結構多いことを実感しております。

### 3 その他

#### ○金会長

以上で予定された議事を終了し、その他に入らせていただきます。その他、委員の皆様や事務局から何かございますか。

○市民生活課長

事務局からは特にございません。

○金会長

ないようでしたら、これにて議長の職を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございます。

#### 4 閉会

○市民生活係長

以上をもちまして、平成28年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を終了します。皆様長時間にわたりご審議いただきまして大変ありがとうございました。

平成29年3月21日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員